

### 第3節 産地市場と消費地市場

地方卸売市場条例が制定されたのは1971(昭46)年である。これは従来の中央卸売市場法(1921・大10年)を廃止して新たに卸売市場法を制定し、中央卸売市場および地方卸売市場を通じて市場流通の組織的な整備を図り、商品の円滑かつ適正な流通を図ろうとの狙いであった。これに合わせ1950(昭25)年に公布された県市場条例は廃止された。卸売市場条例としては、荷捌面積330㎡(百坪)以上の市場で、枕崎、阿久根など産地にあるもの10、鹿屋、川内など消費地にあるもの4、計14の市場が対象となった。

荷捌面積330㎡以下のところで卸売行為が行われているところは、新たにできた「県水産物小規模卸売市場条例」により地方卸売市場に準じた適用を受けることとなった。この2つの条例によって、農水産物に対する地方公共団体の組織的な取り組みと市場流通のルールが定められ、流通の円滑化が図られた。

これらの魚市場を利用目的から分類すると、産地市場として枕崎、串木野など漁協が開設し運営している10の地方卸売市場と、市来他46の漁協開設の小規模市場がある。また消費地市場としては中央卸売市場の他、地方卸売市場として川内市、鹿屋市、大口市、宮之城町が、小規模市場として鹿屋市がある。

『県水産史』によれば、1913(大2)年に串木野本浦漁業組合に共同販売所が設立されたあと、1917(大6)年に県が魚揚場取締規則を制定し、県内の主な漁村に市場開設を薦めた。その結果1918(大7)年に25組合、1927(昭2)年には49組合に共同販売所が開設されている。これら産地市場の整備については、昭和30年代(1955~1964)に入り漁港、港湾の整備が進められ、それに従って市場開設者である漁業協同組合が、沿岸漁業構造改善事業、種子島周辺漁業対策事業、基地周辺漁業対策事業、それに水産物産地流通加工センター形成事業等の国庫補助事業を有効に組み合わせて着実に態勢を整えてきた。

産地市場の特性として、域内需要の限界と漁業生産の季節的な需給のアンバランスを克服するために、専ら域外出荷により活路を見出している。また自然条件の制約により、生産と供給が不安定・不確実で、規格化、標準化も困難な天然の沿岸性魚類の存在がある。この不利な条件をどのように克服していくかが産地市場の課題である。

1960(昭35)年ごろ、穎娃町水成川の地先は、イセエビの良く獲れる浦浜として有名であったが、魚価が安定していなかった。当時穎娃町に駐在していた水産業改良普及員の提案もあって補助を受けて海岸にトーチカ式(掩体壕式)の蓄養施設を造り、集出荷体制を整えた。その結果イセエビの価格は好転し、この施設を使う必要がないくらい円滑に流通した結果、施設は遊休化した。ところが施設がそこに構えているだけで、魚価の安定に寄与したのである。

1970(昭45)年ごろ吹上海岸の漁協では、水揚げされたマダイを急行きりしま号に託して関西方面の市場に出荷し、翌日のセリにかけられるようにして、漁業者の手取りを多くすることができた。近くの漁協でも、ヒラメや瀬物類を航空便で活魚輸送している。

離島においても、保冷コンテナや保冷車を配置して、指し値(生産者希望価格)に達しない時は共同出荷に切り換えたり、豊漁時は初めから共同出荷(主として県漁連送り)するなど産地集荷体制を整えてきた。

離島にも高速フェリーが運航するようになった1990(平2)年代に入り、水産物を消費市場に届ける時間は更に短縮され、保冷装置も整えられて高鮮度の魚が届けられるようになった。

このように産地市場を開設している漁協は、卸売人としてセリや入札を行う一方で、生産者の立場に立って共同出荷を試みる等、水産物の流通体制を維持発展させてきた。

一方消費市場については、昭25（1950）年から昭和30年代（1955～1964年）にかけ、地元の鮮魚商による組合組織または会社組織で魚市場を開設し（川内市のみ川内市が開設者）、その開設者が卸売人となって関係市民へ魚介類を提供してきた。

地方卸売市場条例施行を契機に、大口市と祁答院地区（宮之城町他4町）では、地方公共団体が農産物を含めた総合市場として適地を確保し、水産物供給の拠点を整備した。

これらの消費市場で取引される水産物は、鹿児島中央卸売市場からの転送物や二次卸品、さらに周辺の産地市場や県外の卸売市場から集荷するなどして、地方の拠点消費市場として機能を整えている。

＊ 枕崎市かつお漁業公社

かつお漁業は1973（昭48）年からの石油ショックで出荷経費がうなぎのぼりとなり、特に燃料のA重油は2～3倍の値上がりを見せ、一航海だけで燃料費が500万円近くかかる始末であった。

加えて各国の200<sup>g</sup>設定による入漁料の問題、魚需要後退に伴う浜値の低迷などかつお漁業をとり巻く環境が極めて悪化し、困難な時期を迎えた。そこで流通加工面での充実を図り、枕崎市の基幹産業である水産物の発展を促進しようと、国、県、市の補助金で、かつお漁業公社を設立し、市場に隣接して、1階はかつお節、たたき、フィレー等のできるまでの見学施設、商品展示場およびアンテナショップ、2階は体験学習兼実験室のある施設を1975（昭50）年に建設した。

参考となる年表

- 1917（大6）年 鹿児島県魚揚場取締規則。
- 1923（大12）年 中央卸売市場法公布。
- 1935（昭10）年 鹿児島市中央卸売市場開設。
- 1950（昭25）年 鹿児島県市場条例公布。  
同 上 川内市消費水産市場開設。
- 1971（昭46）年 中央卸売市場法を廃止して卸売市場法公布。  
同 上 鹿児島県地方卸売市場条例公布。
- 1972（昭47）年 鹿児島県水産物小規模卸売市場条例公布。  
同 上 鹿屋市消費地水産市場開設。  
同 上 鹿屋市小規模消費地水産市場開設。
- 1977（昭52）年 大口公設卸売市場開設。
- 1978（昭53）年 祁答院公設卸売市場開設。

（志賀 正昭）